

排水設備の完成図の情報提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局職員以外の者からの申請に応じて、排水設備の完成図（川崎市下水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第59号）第7条第2項第1号に規定する完成図をいう。以下同じ。）に記載されている情報（以下「排水設備の完成図の情報」という。）を提供する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(情報の提供等)

第2条 排水設備の完成図の情報の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、この要綱に定めるところに従い、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は排水設備完成図情報提供申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を管理者に提出することにより行う。

3 申請書の受理及びこれに伴う情報の提供は、閲覧窓口において行わなければならない。ただし、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、この限りでない。

4 管理者は、第1項の規定による申請があった日から起算して、15日以内に情報提供の可否を決定する。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この限りでない。

5 管理者は、前項の規定により情報提供を行う決定をした場合は、速やかに申請者に連絡し、情報提供を行うものとする。

(本人確認)

第3条 申請者は、次の各号に掲げる書類を管理者に提示しなければならない。

(1) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、国民年金手帳その他法令の

規定により交付された書類であって、申請者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむをえない理由により提示することができない場合にあっては、申請者が本人であることを確認するために管理者が適当と認める書類

(同意書の提出)

第4条 申請者（排水設備の所有者又は使用者を除く。）は、第2条第1項の規定による申請の際に、排水設備の完成図に含まれる情報の提供に関する同意書（第2号様式。以下「同意書」という。）を提出しなければならない。

2 同意書は、排水設備の所有者又は使用者が必要な事項を記入しなければならない。

3 管理者は、同意書の記載に疑義があると認めるときは、同意者（前項の同意書に記入した排水設備の所有者又は使用者をいう。以下同じ。）への確認をする。

(所有者又は使用者の確認)

第5条 管理者は、申請者又は同意者について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を確認しなければならない。

(1) 申請者が排水設備の所有者又は使用者である場合 申請者が排水設備の所有者又は使用者であること。

(2) 申請者が排水設備の所有者又は使用者以外の者である場合 同意者が排水設備の所有者又は使用者であること。

2 前項に規定する確認は、不動産の登記事項証明書、売買契約書等排水設備の所有者又は使用者であることを証する書類を提示することにより行う。

3 第1項第1号の場合にあっては申請者、同項第2号の場合にあっては同意者の名義が、上下水道局において把握している排水設備又は給水装置の所

有者又は使用者の名義と一致する場合は、前2項の確認は要しないものとする。

(情報を提供する際の注意)

第6条 管理者は、提供する情報の内容が現地の排水設備等の情報とは異なる場合があることを申請者に対して説明する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、下水道部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の排水設備の完成図の情報提供に関する要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

排水設備完成図情報提供申請書

年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

次の注意事項及び誓約事項に同意したので、次のとおり排水設備の完成図に係る情報の提供を申請します。

窓口に来られた人 （申請者）	氏名（申請者本人の個人名を必ず記入してください）
	住所
	法人名称
	連絡先
情報提供を申請する 排水設備設置場所	区 町 丁目 番（番地） 号
水栓番号 又は水道番号	
必要な情報	<input type="checkbox"/> 排水設備の完成図 <input type="checkbox"/> 私道共同排水設備の完成図
利用目的	<input type="checkbox"/> 排水設備の工事又は維持管理のための調査 <input type="checkbox"/> 道路・宅地の掘削又は建物等の解体工事のための調査 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引のための調査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注意事項

- ・情報提供できる排水設備の完成図情報は、保有している排水設備の完成図及び私道共同排水設備の完成図です。ただし、申請時期、申請場所などによっては、完成図情報がない場合もあります。
- ・申請の受付及び情報の提供は、担当区域の各下水道（管理）事務所でを行います。
- ・提供にあたっては、原則として、申請受付後15日以内に排水設備の完成図情報の有無を回答するとともに、速やかに情報提供します。
- ・閲覧にあたっては、受付印が押印された本申請書を必ず持参してください。
- ・排水設備の完成図は、上下水道局が排水設備業務を行う上での参考資料として保有するものであり、現地における実際の設置状況・土地・建物の所有権その他権利関係について、現状と合致することを保証するものではありません。そのため、工事等に利用する場合や権利や義務の発生するものなどは、現地を確認してください。

誓約事項

- ・提供を受けた情報について、
 - 1 利用目的以外には利用しません。
 - 2 第三者への提供、複写及び複製はしません。
 - 3 保管には十分注意し、提供を受けた排水設備完成図等が不要となった場合は、速やかに廃棄します。
- ・この申請により、所有者、使用者その他利害関係人若しくは川崎市に損害を与え、又は紛争が生じたときは、申請者の責任において解決します。

第2号様式（第4条関係）（表）

排水設備完成図に含まれる情報の提供に関する同意書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

* 同意者 (排水設備の所有者又は使用者)

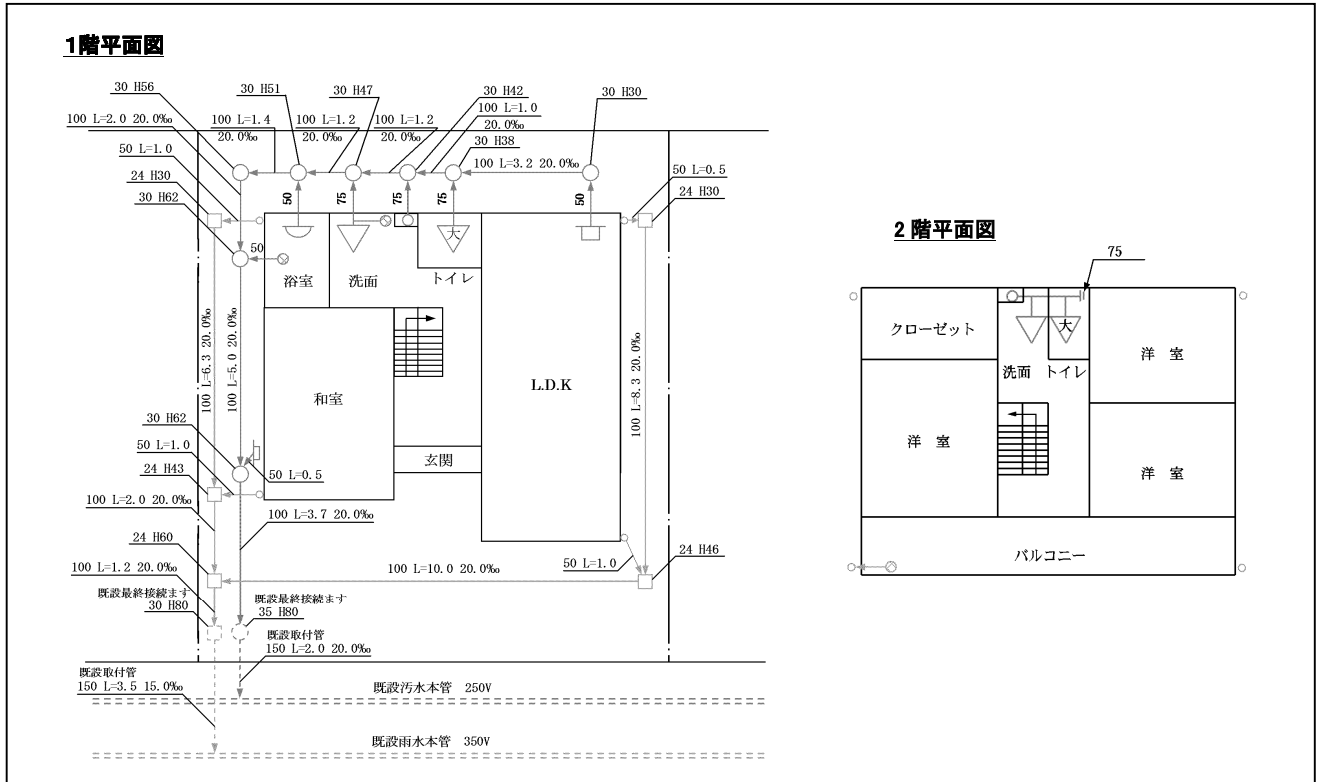
[氏名・名称及び代表者名](自署できない場合は記名押印をしてください。)
[住所]
[連絡先]
[水栓番号又は水道番号]

私（排水設備の所有者又は使用者）は、下記の者（*申請者）に対して、私が所有し、又は使用する排水設備の完成図又はそれに含まれる情報のうち、次に掲げる情報を提供することに同意します。

[情報の提供を申請する排水設備の場所] 川崎市 _____ 区 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号
[外部提供に同意する排水設備情報] □の中に、レ（チェック）を入れてください。 <input type="checkbox"/> 全部（裏面の排水設備完成図①） <input type="checkbox"/> 家形・間取り等を除く排水設備情報（裏面の排水設備完成図②） その他（要望がある場合）
* 申請者 （窓口で情報提供申請を行う者） [氏名](法人の場合は名称・代表者の氏名)
[住所]
[連絡先]

(裏)

排水設備完成図①



排水設備完成図②

